道路占用許可手続きについて

① 道路占用

取手市長の管理する道路及び付属物の占用について，道路法第３２条第１項の規定による許可を受けようとする者は，取手市道路占用規則及び取手市道路占用料条例並びに取手市道路占用工事施工基準に基づき，占用を開始する１ヵ月前までに管理者に申請しなければならない。

② 道路占用担当窓口

取手市役所　建設部管理課　管理係　０２９７（７４）２１４１
内線１５２８

③ 道路占用許可申請について（様式第１号２部提出）

○ 添付書類

１）　位置図（２万分の１～５千分の１）

２）　平面図（５００分の１～１００分の１）

※ 占用箇所を朱書きすること

３）　構造図及び断面図（工作物、接続方法等）

４）　合併浄化槽の認定書等

５）　意見書（利害関係人から意見のある場合）

６）　占用工事が道路交通法第７７条第１項の適用を受ける場合は，道路工事実施協議書を２部提出すること。また，道路工事届出書を取手市消防本部へ２部作成し提出すること。

④ 道路占用工事施行及び排水放流について

１）　合併処理浄化槽排水で側溝等に放流する場合の水質はBOD２０ｐｐｍ以下とする。

２）　雨水は宅内処理とし，オーバーフロー分は可。

３）　排水管が道路横断する場合は土被り７０ｃｍ以上とし、満たない場合は埋設管を360度コンクリート巻きとする。（厚さ10ｃｍ）

４）　掘削した路面の復旧は，別紙により施工のこと。

５）　配水管の口径は排水先U字溝の水深の３分の１以下とすること。

６）　宅内からの排水管の接続は，下記を参照のこと。

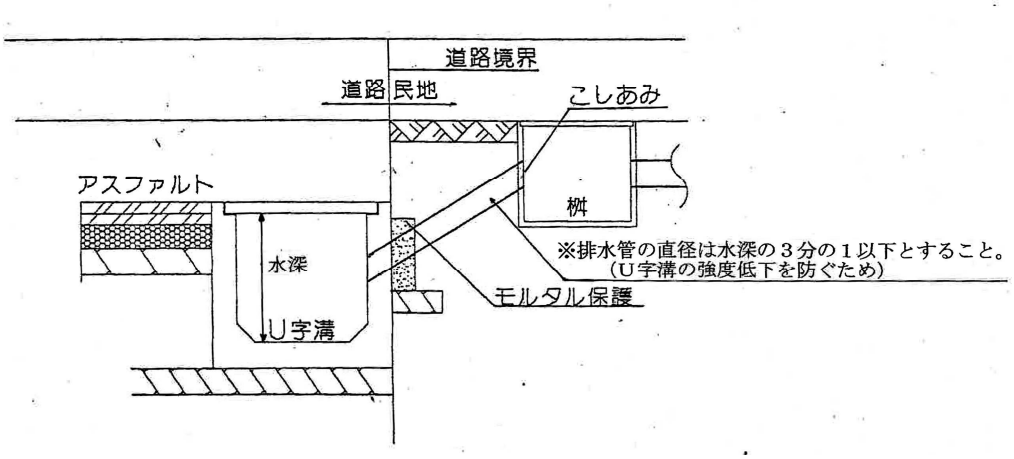

⑤ 占用工作物の管理について

占用者は，許可を受けた日から占用を廃止するまでの間，道路の構造，交通等に支障を及ぼさないよう占用物の維持管理を行うこと。占用の権利を別の者に譲渡した際は占用義務承継届を管理者へ提出すること。また，廃止する際は元の状態へ戻したうえ廃止届を管理者へ提出すること。なお，復旧方法は管理者と協議すること。

⑥ 占用許可を受けた道路及び付属物等について

市が行う建設事業等のため，緊急かつやむを得ず占用物を引上げなければならない場合は，占用者は無条件で速やかに実施すること。

⑦ 道路占用工事の路面復旧及び掘返し禁止について

１． 下記については，原則として掘返しを認めない。

○ 車道新設舗装の場合（打換えを含む）・5 年間
○ 車道補修の場合・3 年間
○ 歩道舗装の場合・1 年間

⑧道路占用工事規制について

占用者は，幹線道路で交通量の多い道路又は国道 6 号線に接続する幹線道路での朝夕の通勤，通学等の時間帯，各種行事開催日及び年末，年度末においての工事施工は極力抑制し，やむを得ず施工する場合は各関係機関と十分協議し道路構造の保全と円滑な交通確保並びに事故防止の目的を持って，計画的かつ合理的に施工を図るものとする。

２．路面復旧については，規定の影響部を取りセンターもしくは路肩までの残りが 1.0m 以下の場合は，センターもしくは路肩まで復旧すること。

⑨占用工事完了届について

占用者は，許可を受け，工事が完了したら，速やかに完了届を提出すること。提出に際しては，施工前・施工中・施工後の写真を添付すること。